

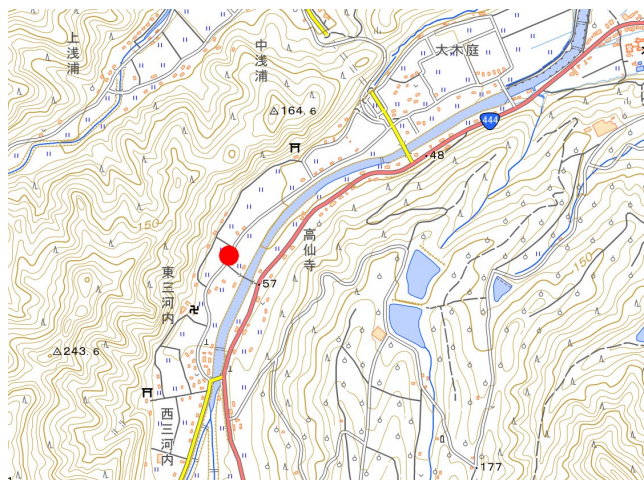
|      |                         |                         |              |  |
|------|-------------------------|-------------------------|--------------|--|
| 番号   | 87                      | 花木庭水路 中川水系 改修記念碑 大塚清次郎書 |              |  |
| 所在地  | 鹿島市三河内 1 1 2 4 東三河地公民館前 |                         |              |  |
| 災害別  | 昭和 5 1 年（ 1 9 7 6 ） 水害  |                         |              |  |
| 目的別  | 記念碑                     | 建立年                     | 昭和 5 8 年 3 月 |  |
| 特記事項 | 一部判読困難                  |                         |              |  |



碑文には、昭和 5 1 年の風水害としか記されていないが、昭和 5 1 年 9 月 1 3 日には台風 1 7 号が佐賀県を縦断。この台風により、特に多良岳山系では 1 時間雨量 1 0 0 ミリの豪雨となり、鹿島市では中川が氾濫するなど、大きな被害を受けた。この碑はおそらく、この台風による災害復旧を記したものと思われるが、残念ながら資料等が見当たらない。

「碑文 昭和五十一年の風水害で、花木庭水路が決壊し、特に高仙寺部落は、被害甚大で今後の生活も、憂慮される状態となった。その対策を度々の役員会、常会で審議の結果花木庭水路の改修が、急務であるとの結論に達した。

直ちに、市、県への陳情で水利権は、八ヶ部落にあるとの難問題があり、役員の努力は混迷の状態に陥った。



国土地理院電子国土 Web



ここに農林事務所、市の計らいで、協定書ができ上がり、役員は之に力を得て、工事採択へと陳情に奔走した。

その折、県会議員大塚氏の協力を得て県への陳情、農林事務所、市当局の援助で、ため池等整備事業として採択され、大木庭区の協力と、特に地域内の、地主の理解を得て完成したのである。

記 一、事業名 ため池等整止事業 二、地区名 花木庭水路 三、事業年度 昭和五十三年度 至同五十六年度 四、事業費 六〇、三四〇千円 事業量 九三三、五米また、中小河川の改修も数年前からの懸案であり、八口代橋上下の、護岸の改修工事も、県への陳情は、大塚県議の努力により、土木事務所の協力を得て完了した。

ここに部落の総意を結集し、河川、花木庭水路改修を記念し、この碑を建立す。昭和五十八年三月吉日 部落役員氏名（略）

花木庭水路の水利権 水利組合の区域は、藤津郡南鹿島村（鹿島地区）の内、高津原、横田、片山、若殿分、納富分、行成、執行分と、能古見地区の大殿分、筒口、南川、大川内（現 土穴、貝瀬）三河内区の合計十二区とする。水利事件については、本部長の指揮を受けて、能古見、大川内井堰より、南鹿島村、横田区、本長寺堰に至る流水を、かんがい用に供する事業を、目的とするもので、共同一致して、公平に配水すること。」（原文はカタカナ表記）

